

令和5年9月公表分（企業局）（業務委託）

※ 表頭「地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号」について、企業局の場合は「地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号」と読み替えてください。

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
1	企業局 総務企画課	旭川第二発電所 監視制御装置点検委託	令和5年8月7日	(株)明電エンジニアリング 岡山営業所 岡山市北区柳町1-1-1	13,200,000	当該装置は、専門的な技術及び知識を必要とする複数の機器及びソフトウェアで構成されており、製造者固有の技術情報がある。製造者以外の者が本委託を実施した場合、既存設備との連携において装置に予期せぬ不具合が発生する危険性があり、発電施設の安定的な運用に支障を生じさせることなく、本委託を確実に履行できるのは、本装置の製造者である(株)明電舎から同社の保守サービス事業を継承した明電エンジニアリング(株)が唯一の業者であるため。	第2号	
2	企業局 発電総合管理事務所	発電総合管理事務所集中監視制御システム及び給電情報伝送装置点検委託	令和5年8月28日	三菱電機(株)中国支社 広島県広島市中区中町7-32	9,053,000	当該システムは、専門的な知識を必要とする複数の機器及びソフトウェアで構成されている。その設備の開発及び機器の設置は三菱電機(株)が行ったものであって、当該業者が技術情報のすべてを独占的に保有しており、当該業者以外の者は本業務を履行できないため。	第2号	